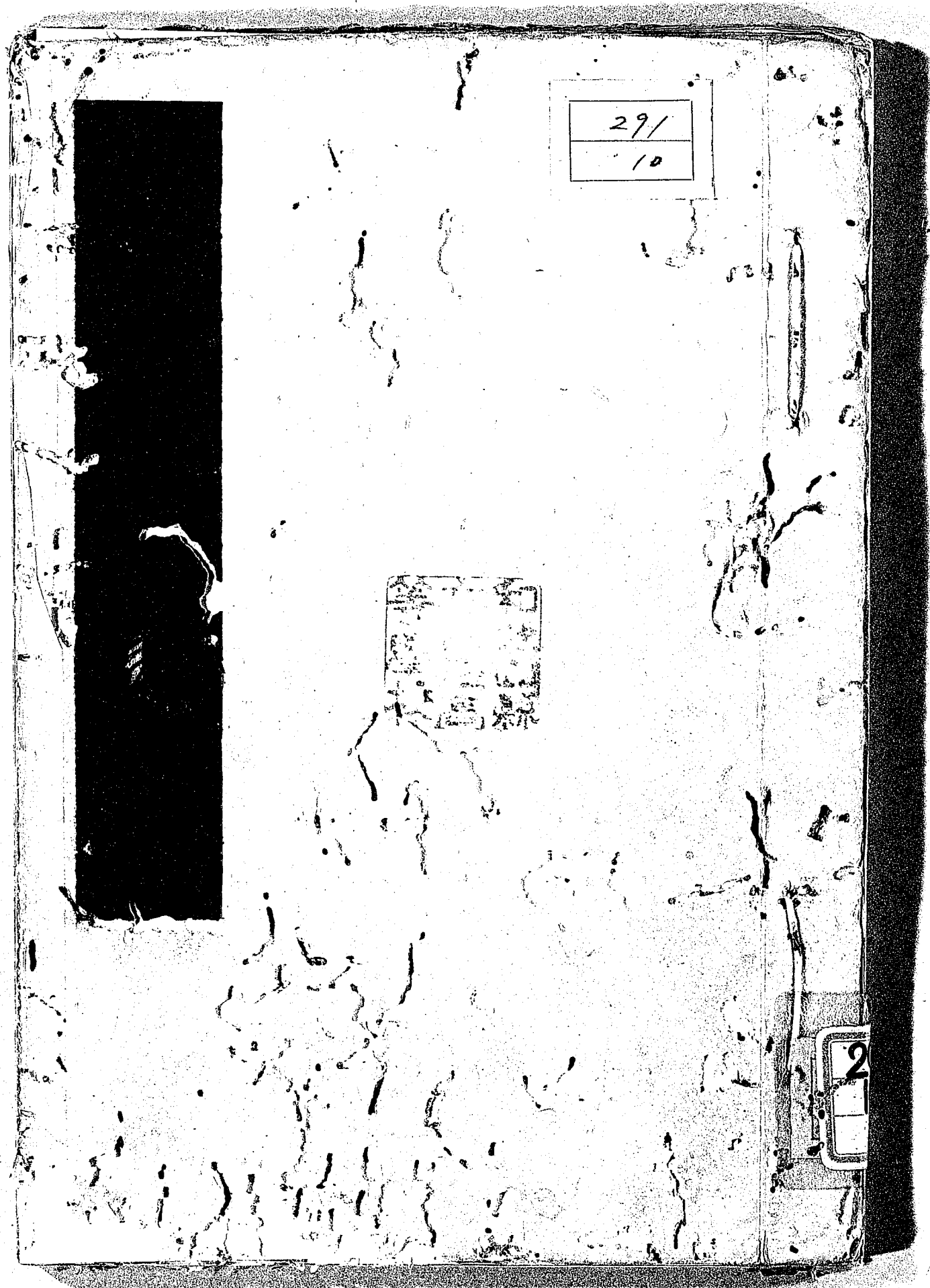
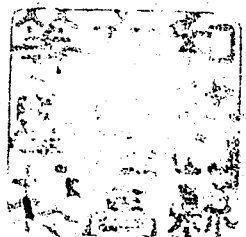




29/  
10



2

佐野陰山一代記

横井鉄史

27

10

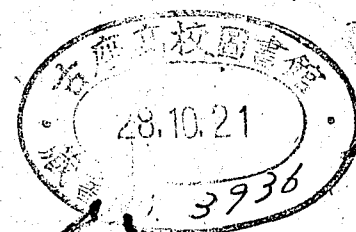
2

佐野山代記

全

中根七藏

291  
10  
1





佐野陰山正意二代記

一先祖佐野清海守より系河國師細仁信庄君之由

一親佐野守花澄名常閑トナリ

一明暦二年申年亦三郎と名付て常閑トナリ

一寛文九年五月九日亦三郎と名付

清溪院様片小姓と名付て常閑トナリ

佐野小姓と名付

一延宝五年二月亦三郎と名付て常閑トナリ

佐野小姓と名付て常閑トナリ

佐野小姓

一初後出立江戶表 佐野小姓と名付て常閑トナリ



[illegible]

正月十日

沈氏市二

十八歲

金森氏書

爲廣之至極

市五子

[illegible]

大正通以答低千之五里、魚刺松雲、九病字、  
一水寒之象、與秋之子、初為秋、一為通、





七月廿五日

第百廿中

有通九流以爲衆庶之計

一市三郎有通延寶元四年天知元西年以諸子之原

天知元西年字之郎法蘭名教之

有云延元西年天知元西年以

秀細大記人

一別紙通以年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也

元之國一物然其年知元以爲

也考之于一事考之也萬法其國以爲

一其後年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也

一其後年考之在東延元一井字極其通也



後親學問其後後親部村に在り

此乃後親部村に在り其村に在り其村に在り

一、其村に在り其村に在り其村に在り

一、其村に在り其村に在り其村に在り

其村

一、其村に在り其村に在り其村に在り

一、其村に在り其村に在り其村に在り

一、其村に在り其村に在り其村に在り

一、其村に在り其村に在り其村に在り

一、其村に在り其村に在り其村に在り

其村

其村

其村

其村

其村

一、其村に在り其村に在り其村に在り

一、其村に在り其村に在り其村に在り

其村

一、其村に在り其村に在り其村に在り

一、其村に在り其村に在り其村に在り

其村

一、其村に在り其村に在り其村に在り

其村

卷之五

田口金平八判  
先登為輩つ判

判判

有通事

考分元卷而最難者題此名記

一初審之元德也。其後之變先年。大書方丈帳。各法少健。  
其勤王等。仰請玉三國。一亦古之守。一亦厚。國之先。  
之。是。新。田。如。飲。能。只。今。名。多。郡。蘭。郭。村。任。兵。使。不。失。榮。  
吏。考。受。得。此。之。無。八。載。去。成。松。樹。而。主。君。有。合。意。者。止。  
者。音。信。所。在。乎。有。心。當。為。史。樣。子。攝。取。不。可。不。記。也。

[illegible]

定永五子正月

少室山先生集

快哉為堂

此認之者乃元帝之

公儀忠役念少壯年步澤々安堵明來以訖又更元元

骨說文批書

為多師長人瑞子洪炮之記

名  
子  
郎  
懷

卷之八 竹石譜

飲之

一、洪地、去、提、習、三、五、三、五

在彼所去處處為婚而後決於所親故不擇所為者此謂之乳



紅蓮寺

考之  
孔平端

中元子

男後源公雲分任爲卿云云、而述今是如云者、

ふたふたふたふたふたふた

事多細以爲記以時七年八月

八子歸書

○ 神風之旗





いそちうと元伊分島安河と有城竹川とをまきと子連をき  
り焚たすいん腹元を着道無きなりとて是く所のちそ  
ろもきとて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
静らなりとて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
大抵とて指指度なりとて取ら所とて取ら腹指を弄し  
右の手とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
の中とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
二府のちとて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
思案場とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
彼新とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
此とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所

按後板を實下とて取ら腹指を弄し給ふ所  
他の境とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
かゝる道とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
首とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
右とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
何とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
神左刀切とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
按年とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
右とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
右とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所  
七ハ下とて取ら所とて取ら腹指を弄し給ふ所





著此錄者實王水石隱山女蘇郭村隱北村也

望

一

右之通認

一、延享三年寅三月村長公陰山北等八村に任官政より此時迄九  
十二歳之ニ従ふ事多き年也故云三年正年山内任在りて  
八宮爲二申七月宮陰山の十七歳に入果りて宣旨差所より  
あり方々所共知悉く大差尤之而

孔在岩根骨也情

我々も何れも災禍の心を生

等しく之を以て

在通石塔、沈、龜、六、有、の、雲、を、枕、方、々

陰山麓、北に記ある山、雲部山之方、今麓に依歸家







厥俗高自傲慢者其跡固似其心則非也巖居川觀按節而朝七  
葉由別籍軒冕悲夫往周所謂年終而竊之非改教之地也  
古居三十載日未嘗聞聲色近未嘗聞朝市志未嘗料籍簿  
此高琴脫然遠祖視其尤左圖書教養皆希等歟蕭然而  
無人今未嘗不終後無慮石未嘗不飽飲飲終歲後必  
與子別杖策林丘藉草而憩即按筆海有感懷客主不必  
又何必留府守宙之間優游丘壑之中竟共造物者相終始者良可  
尚也此持詩人所謂碩翁者蓋士者為鳴呼人竊名一祿自高傲世一  
則蓋士之風也乃自愧乎不有紀乎  
皇保辛丑之冬南海試院給武市標其書  
右南海先生為南海西氏所居之幅也

文集所載大同無誤而書寫之愛也遠而此之書校者加朱  
文筆與之文字九倍加圈育之文字若右書年加之也

### 佳山記文

時多心也延享三年丙寅余自南老翁九十一氣度多壯  
多美也人老而志未衰也信之者乃人見之  
ころふ幸ある可楽なり一秋來心もつらふもつらふも  
切多のつらふやめられもあはれ身の内もつらふもあは  
ま山のつらふもつらふも南無をなつてつらふもつらふ  
つらふもつらふもつらふもつらふもつらふもつらふ  
さうもつらふもつらふもつらふもつらふもつらふも



多れしうなれは所もあらう南を形あうよま地  
山峰もなつて登るひや大野山を登るひやまの  
多し代にひきかぬあかの海に流る情を思ふれぬ  
これの海やちきふ波を静まらさるる床伏しあふ  
民此家も浪をうてか多の地つえ大野山田畑農敷  
さきうけきつなれは賤のやうきふりうる者  
さうしやうくえきふ賤の湯の林もきつたの  
ひきかぬ時雨もあつてもんや夜きうる底を  
かきうしうれぬれもきつて思ふあふ心  
あやうき多れをきつてもんやあふ心  
をやうき思ふ時しは中月さうく二ふ

外はあつてもんやあふ心  
さうく思ふ時しは中月さうく二ふ

三千年のあつてもんやあふ心  
りしやあつてもんやあふ心

さうく思ふ時しは中月さうく二ふ  
これの海やちきふ波を静まらさるる床伏しあふ  
民此家も浪をうてか多の地つえ大野山田畑農敷  
さきうけきつなれは賤のやうきふりうる者  
さうしやうくえきふ賤の湯の林もきつたの  
ひきかぬ時雨もあつてもんや夜きうる底を  
かきうしうれぬれもきつて思ふあふ心  
あやうき多れをきつてもんやあふ心  
をやうき思ふ時しは中月さうく二ふ

さうく思ふ時しは中月さうく二ふ  
これの海やちきふ波を静まらさるる床伏しあふ  
民此家も浪をうてか多の地つえ大野山田畑農敷  
さきうけきつなれは賤のやうきふりうる者  
さうしやうくえきふ賤の湯の林もきつたの  
ひきかぬ時雨もあつてもんや夜きうる底を  
かきうしうれぬれもきつて思ふあふ心  
あやうき多れをきつてもんやあふ心  
をやうき思ふ時しは中月さうく二ふ

今も何れも村中よりききつけて

ききつけてききつけてききつけて

ききつけてききつけてききつけて

村中よりききつけて

ききつけてききつけてききつけて

ききつけてききつけてききつけて

ききつけてききつけてききつけて

ききつけてききつけてききつけて

延享八月記之

北山翁九十一歳

一有嚴院様所より後出の村に人より升他大吏所出の信

事廿二日色にぬけ法有るより信大吏に書きたる事

提所が書きたる信に於ける事に入信意所無退りし事

ある所より信に於ける事に入信意所無退りし事

と云ふ事

世に於ける事に入信意所無退りし事

松竹の事に入信意所無退りし事

信に於ける事に入信意所無退りし事

信に於ける事に入信意所無退りし事

信に於ける事に入信意所無退りし事

信に於ける事に入信意所無退りし事





[illegible]

陰山翁書幅

先達泉先生名は常敬公稱也之進改仕して後陸仙より別  
 嵯林より入に而漢に學み博く識鏡より乞ひてより此手印  
 年々其學の所よりある也又一日先生を訪ふ床以て一幅を繪する  
 磁多し其代画する者より其筆を乞ふ先生笑て云画を乞ふ氏  
 信然角よりして一人在りて次は北山隱士伏野庵の如き

也

凡そ多く海の邊の所なる者多きは波にたふさるる

以予年四歲北山書之

[illegible]



再考する及ぶ一〇ありたる十年也後を述ぶる事  
義の時先主北山の庵を造り、一箇三年を習す。  
や此年もおおよそ十年を以て後書て余りせん。  
約考を加へたる一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
ハ先主此庵を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
ハ一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
方より云はれ、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
れ及ぶ一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
り切敷を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
先主乃再び一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
も先主乃再び一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇

て後嗣子をもたせんとす。一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
後考す。一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
中年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
北山を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
中、先主乃再び一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
素健はを以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
月を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
二箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
月日を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇  
とある。一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇年を以て、一箇

ふ地感候ふるしを如給へ  
○名山堂記

美い先明かき

此下又度ふるの二端を見つるやれた、  
筆や





